

## 県が締結する契約に関する条例の経過について

### 1 条例の基本理念

#### (1) 県契約における次に掲げる事項の確保

- ① 透明性並びに競争の公正性
- ② 経済性への配慮、ダンピング防止、価格以外の多様な要素の考慮等により、総合的に優れた内容となっていること
- ③ 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件

#### (2) 県契約における事業者の次に掲げる取組への配慮

- ① 持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組（雇用の確保、中小企業者の受注機会の確保、県産品の利用促進、事業者の専門的技術・伝統的技能の承継）
- ② 社会的な価値の向上に資する取組（障がい者等の雇用促進に資する取組、安全安心な生活に資する活動、環境に配慮した事業活動、男女共同参画の推進に配慮した事業活動）

※「条例の基本理念の実現を図るための取組」において、上記の理念の実現を図るための各部局における取組を取りまとめ、公表を行っている。

### 2 条例の施行・運用状況（資料2「条例の施行状況及び条例概要」参照）

#### (1) 条例制定の背景

平成24年9月県議会における請願採択を受け、平成25年度に庁内関係部局による検討チームを設置、平成26年度に条例案を検討し、平成27年2月定例会において条例案が全会一致で可決、成立（H27.3.27公布）。

#### (2) 平成27年4月1日【一部施行】

県契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保などを目的とする「県が締結する契約に関する条例」の一部（目的、定義、基本理念、審議会の設置等）を施行。

#### (3) 平成28年4月1日【本格施行】

本格施行に合わせて、条例施行規則を施行するとともに、「条例の基本理念の実現を図るための取組」を取りまとめて公表し、条例の趣旨に照らした取組を推進。

#### (4) 平成29年4月1日【完全施行】

特定県契約に係る措置（第8条）が施行されたことで、条例が完全施行となり、特定県契約を締結した者（特定受注者）から賃金支払及び社会保険加入状況の報告を求めることとした。

#### (5) 条例の周知について

平成27年度から平成28年度にかけて、条例に基づく県の取組を進めるとともに、条例の施行段階に合わせて県内各地で条例説明会を開催し、受注者等を対象として制度概要や手続き等に関する説明を行った。

### 3 特定県契約に係る賃金支払状況等の報告（平成 29 年度選定分）について

条例第 8 条に基づき、特定県契約に係る賃金支払状況等について特定受注者からの報告を求め、取りまとめ結果を県契約審議会において報告。

#### ① 報告対象

特定県契約（62 件）から「特定県契約の指定に関するガイドライン」に基づき、履行される地域や工種・業務内容、契約金額等に配慮しながら、30 件の契約を選定した。

種 類	金 額
工事請負契約	予定価格が 5 億円以上
業務委託契約	予定価格が 3,000 万円以上
指定管理協定	指定管理者の募集に係る委託料の上限額又は委託料の額が 3,000 万円以上

#### ② 賃金支払状況等について

種 類	最低額	最高額
工事請負契約	875 円	3,193 円
業務委託契約	720 円	2,595 円
指定管理協定	716 円	3,383 円

※ 報告対象となる期間における最低賃金は 716 円であり、最低賃金未満の報告はなかったもの。

#### ③ 社会保険等の加入について

法令に沿って社会保険等への加入手続きが行われていることが確認された。

### 4 条例附則による条例の施行状況等の検討について

#### (1) 施行状況の検討の進め方

条例の附則において、施行後 3 年を目途とし、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、条例の施行状況を踏まえた必要な措置を講ずることとしていることから、条例の本格施行から 3 年度目となる平成 30 年度において、特定受注者からの報告や関係団体からのヒアリング、他県の取組状況等を把握しながら、必要な措置の検討を行うこととしている。

#### (2) 具体的な検討の進め方について

##### ア 条例の施行状況の確認

- ・ 特定県契約に係る賃金支払状況等の報告のとりまとめ（条例第 8 条）
- ・ 関係団体等ヒアリングの実施（労使団体、特定受注者、業界団体等）

##### イ 先進自治体地調査の実施

- ・ 先進自治体調査の実施（条例制定都道府県、市区町村を候補とする）

5 県が締結する契約に関する条例の施行状況の検討に係る主なスケジュール（案）について

時期	実施事項
【30年度】 4月 ～ 7月	・岩手県契約審議会委員の選任手続き（新委員の任期 H30.6月～H33.5月末）
8月	◎第1回岩手県契約審議会 （条例の趣旨等説明、先進自治体等事例の研究調査計画の審議等）
9月 ～ 10月	・先進自治体等事例の研究調査の実施（公契約条例制定都道府県、市区町村等） ・賃金支払い状況等の報告依頼 ・特定受注者からのヒアリングの実施 ・関係団体等からのヒアリング等 ・働き方改革等実態調査の実施
11月 ～ 12月	○労働問題懇談会（労使団体からの意見聴取） ◎第2回岩手県契約審議会（H30.11月下旬を予定） （労使団体意見聴取結果の報告、先進自治体等研究調査の報告）
H31.1月 ～ 3月	◎第3回岩手県契約審議会（H31.2月上旬予定） （特定県契約に係る賃金支払状況等の報告、働き方改革等実態調査の報告、「条例の基本理念の実現を図るための取組」の見直し、条例の施行状況及び方向性の検討等）
【31年度】	◎平成31年度 岩手県契約審議会（2～3回程度開催予定） ○関係団体との意見交換 ・検討結果に基づいた措置

※今後の議論の進捗により、スケジュールは調整いたします。